

平成19年10月30日
社団法人 日本乳業協会

牛乳等のポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装の自主基準

平成19年10月30日、食品衛生法に基づく「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）以下「乳等省令」という」の改正により、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム等の容器包装としてポリエチレンテレフタレートの使用が認められた。

このため、乳等省令で規制された内容のほか、食品衛生の観点で共通の解釈及び運用を行う必要があることから次の通り自主基準を設ける。

I 内容物による人の健康被害の防止

ポリエチレンテレフタレート製ボトル容器に充填された牛乳等については、食品安全委員会が「容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限り」安全性が確保されている旨及び「牛乳等にPET容器を使用する場合においては、食中毒防止の観点による、微生物学的リスクなどを踏まえ、注意喚起の表示等適切な指導が必要である」との食品健康影響評価を示したこと及び乳等省令の改正に際し厚生労働省が留意事項として「開栓後の再密栓及び携行に伴う微生物学的リスクが懸念されることから、消費者に対し適切な衛生的取扱いに関する情報提供がなされることが重要である。」旨示したことを踏まえ、消費者が購入後、誤った取り扱いにより、健康被害が発生することを防止する。

1 対象

(1) 容器

ポリエチレンテレフタレート製ボトル容器

(2) 内容物

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳

2 容量

消費者が、栓を開いて口をつけて飲んだ後、常温での持ち運びにより、口から汚染された食中毒菌の増殖による食中毒を防止するため、次の容量を基本とする。ただし、独自に、人の健康被害の発生の防止対策を講じた場合にあっては、この限りでない。

(1) 常温で持ち運びしない一度での飲みきり容量（以下「飲みきり容量」という）

(2) 栓を開いて、直接口で飲むこと及び常温で持ち運ぶことが無く、開栓後は冷蔵保管がされる容量（以下「冷蔵保管される容量」という）

3 表示

- (1) 次の内容を容器の見やすいところに目立つように表示する。
10℃を超える場所には長い時間置かないこと
- (2) 飲みきり容量の場合にあっては、(1)の他に次の内容を表示する。
開栓した場合は出来るだけ早く飲みきること
- (3) 冷蔵保管される容量の場合にあっては、(1)の他に次の内容を表示する。
 - a 容器に直接口をつけて飲まないこと
 - b 開栓後は出来る限り早く消費すること

4 その他

- (1) 2 容量について (1) 飲みきり容量にあっては、350ml以下、(2) 冷蔵保管される容量にあっては、720ml以上を目安とする。
- (2) この自主基準は、施行後1年を経た時点で、必要に応じ見直しをするものとする。

II 容器及び包装材料に使用する原材料

ポリオレフィン等衛生協議会が設定する「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準（乳等用原材料 抜粋）」に基づくものとする。

III 容器包装の形態等

(社)日本乳容器、機器協会の定める「乳及びクリームのPETボトルに関する自主基準」、「乳等の紙容器に関する自主基準」、「乳等の紙コップに関する自主基準」、「乳等の樹脂容器に関する自主基準」及び「乳等の樹脂ふたに関する自主基準」に基づくものとする。

添付書類

II 容器及び包装材料に使用する原材料で引用の

ポリオレフィン等衛生協議会制定：

「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準
(乳等用原材料 抜粋)」

III 容器包装の形態等で引用の

(社)日本乳容器、機器協会制定：

「乳及びクリームのパETボトルに関する自主基準」

「乳等の紙容器に関する自主基準」

「乳等の紙コップに関する自主基準」

「乳等の樹脂容器に関する自主基準」

「乳等の樹脂ふたに関する自主基準」

(一社)日本乳容器・機器協会制定の自主基準が統合され、新たに「乳等の容器に関する自主基準(抜粋)」として制定されたことから、本自主基準に添付してきた旧(社)日本乳容器、機器協会制定の自主基準5本とポリオレフィン等衛生協議会制定の「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準(乳等用原材料 抜粋)」を本自主基準から削除して、別建てで掲載することといたしました。
お手数ですが、「器具・容器包装について」でご覧頂きますようお願いいたします。

平成25年7月18日